

## 改正品確法の基本方針閣議決定

6月に施行された改正「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）に基づく基本方針が9月30日に閣議決定されました。

基本方針は改正品確法に基づいて政府が作成しています。発注関係事務に関する事項だけでなく、公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定しており、国・地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務があります。

今回、基本的な方針項目に「受注者の責務に関する事項」と「多様な入札及び契約の方法」が追加されました。また、発注関係事務の適切な実施項目に、「新設の工事だけではなく、**維持管理**に係る発注関係事務を含む」と明記されました。

なお、発注関係事務の運用に関する指針は、年内に策定され、来年4月から運用される見通しです。

改正基本方針等の詳細は国土交通省ホームページの報道・広報に掲載されています。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13\\_hh\\_000283.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000283.html)